

千葉市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について

1 指定基準条例の改正

(1) 趣旨

平成30年1月18日に「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」等が公布されました。

これに伴い、「千葉市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」など、本市が定める指定基準に関する条例について、国の省令と同様の規定を盛り込むため改正を行います。

(2) 主な改正点（サービス別）

※「千葉市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」において、介護予防サービスにかかる同様の変更がある項目については、★印を記しています。

ア 居宅介護支援

(千葉市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例)

① 管理者要件の見直し	《第5条（管理者）関係》 ○ 管理者の資格要件を「介護支援専門員」から「主任介護支援専門員」に改める。 ○ 平成33年4月1日から適用する。
② 契約時における利用者等への説明	《第6条（内容及び手続の説明並びに同意）関係》 ○ 居宅介護支援の提供の開始に際しては、現行の基準に定める事項に加え、以下のことを利用者等へ伝えなければならないこととする。 ・ 利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介できるよう求めることができること。 ・ 利用者が医療機関に入院する場合には、担当する介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該医療機関に伝えること。
③ 一定回数以上の訪問介護（生活援助中心型）を位置付けたケアプランの市町村への届出	《第15条（指定居宅介護支援の具体的取扱方針）関係》 ○ 統計的に見て通常のケアプランよりかけ離れた回数の訪問介護（生活援助中心型）を位置付ける場合には、当該回数が必要な理由を記載したケアプランを市町村に届け出なければならないものとする。 ○ 平成30年10月1日から施行する。 ※ 回数は、「全国平均利用回数+2標準偏差」を基準として、平成30年4月に国が定める。
④ 末期の悪性腫瘍の利用者に対するケア	《第15条（指定居宅介護支援の具体的取扱方針）関係》 ○ サービス担当者会議の際に照会等により意見を求めることができるやむを得ない理由の例として、「末期の悪性腫瘍の利用者の心身の

マネジメント プロセスの簡 素化	状況等により、主治の医師又は歯科医師の意見を勘案して必要と認める場合」を明示する。
⑤ 主治医等への 情報提供	≪第15条（指定居宅介護支援の具体的取扱方針）関係≫ ○ サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供することとする。
⑥ 医療系サービスについて 意見照会した 主治医等への ケアプランの 交付	≪第15条（指定居宅介護支援の具体的取扱方針）関係≫ ○ 利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、当該利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めることとなっているが、その場合において、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付しなければならないこととする。
⑦ 特定相談支 援事業者との 連携	≪第3条（基本方針）関係≫ ○ 事業の運営に当たって連携に努めなければならない者の中に、「特定相談支援事業者」を加える。

イ 訪問介護

（千葉市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例）

① 共生型訪問 介護の創設	≪第41条の2（共生型訪問介護の基準）、第41条の3（準用）関係≫ ○ 障害福祉制度における「居宅介護」又は「重度訪問介護」の指定を受けた事業所であれば、基本的に共生型訪問介護の指定を受けられるものとして、基準を設定する。 ※ 運営基準は、訪問介護の基準を準用する。
② 不当な働き かけの禁止	≪第35条の2（不当な働きかけの禁止）関係≫ ○ ケアプランの作成又は変更に関し、居宅介護支援事業所の介護支援専門員や被保険者に対して、利用者に必要なないサービスを位置付けるよう求めることその他の不当な働きかけを行ってはならないことを明確化する。
③ サービス提 供責任者の役 割の明確化	≪第28条（管理者及びサービス提供責任者の責務）関係≫ ○ 訪問介護の提供に当たり把握した利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身の状態等について、サービス提供責任者から居宅介護支援事業者等のサービス関係者に情報共有することを明確化する。

ウ 訪問入浴介護

(千葉県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例)

基準改正なし

エ 訪問看護

(千葉県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例)

基準改正なし

オ 訪問リハビリテーション

(千葉県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例)

① 常勤医師の配置(★)	《第 80 条 (人員に関する基準) 関係》 ○ 訪問リハビリテーション計画は、医師の診療に基づき、当該医師や理学療法士等が作成するものであることから、訪問リハビリテーションに必要な人員として、専任の常勤医師を加える。 ※ 病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院の常勤医師との兼務可。
② 介護医療院による訪問リハビリテーションの提供(★)	《第 81 条 (設備に関する基準) 関係》 ○ 訪問リハビリテーションを行うことができる施設等の中に、「介護医療院」を加える。

カ 居宅療養管理指導

(千葉県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例)

① 看護職員による居宅療養管理指導の廃止(★)	《第 90 条 (人員に関する基準) 関係》 《第 91 条 (設備に関する基準) 関係》 《第 94 条 (指定居宅療養管理指導の具体的取扱方針) 関係》 ○ 看護職員による居宅療養管理指導を廃止し、関連する規定を削除する。 ○ 平成 30 年 9 月 30 日までの経過措置あり。
② 通常の実施地域の明確化(★)	《第 95 条 (運営規程) 関係》 ○ 他のサービスと同様、事業所の運営規程に「通常の実施の実施地域」を定めなければならないものとする。

キ 通所介護

(千葉県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例)

① 共生型通所介護の創設	≪第113条(共生型通所介護の基準)関係、第114条(準用)≫ ○ 障害福祉制度における「生活介護」、「自立訓練」、「児童発達支援」又は「放課後等デイサービス」の指定を受けた事業所であれば、基本的に共生型通所介護の指定を受けられるものとして、基準を設定する。 ※ 運営基準は、通所介護の基準を準用する。
---------------------	---

ク 通所リハビリテーション

(千葉県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例)

① 介護医療院による通所リハビリテーションの提供(★)	≪第137条(設備に関する基準)関係≫ ○ 通所リハビリテーションを行うことができる施設等の中に、「介護医療院」を加える。
② 管理代行者を担うことができる職種の追加	≪第141条(管理者等の責務)関係≫ ○ 管理業務の代行をさせることができる職種の中に、「言語聴覚士」を加える。

ケ 短期入所生活介護

(千葉県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例)

① 共生型短期入所生活介護の創設(★)	≪第180条の2(共生型短期入所生活介護の基準)、第180条の3(準用)関係≫ ○ 障害福祉制度における短期入所(併設型及び空床利用型に限る。)の指定を受けた事業所であれば、基本的に共生型短期入所生活介護の指定を受けられるものとして、基準を設定する。 ※ 居室の面積は、障害福祉制度における短期入所の利用者の数と共生型短期入所生活介護の利用者の数の合計数で除して得た面積が9.9㎡以上。 ※ 従業者の員数は、利用者の数を、短期入所の利用者数と共生型短期入所生活介護の利用者数を合計した数とした場合に短期入所事業所として必要とされる数以上。 ※ 運営基準は、短期入所生活介護の基準を準用する。
----------------------------	---

コ 短期入所療養介護

(千葉県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例)

① 介護医療院による短期入所療養介護の提供(★)	≪第189条(人員に関する基準)関係≫ ○ 介護医療院である短期入所療養介護事業所に置くべき従業者の員数は、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合に介護医療院として必要とされる数以上とする。 ≪第190条(設備に関する基準)関係≫ ○ 介護医療院である短期入所療養介護事業所に必要な施設及び設備は、介護医療院として必要とされる施設及び設備と同様とする。 ≪第191条(対象者)関係≫ ○ 短期入所療養介護を提供する療養室に、「介護医療院」を加える。 ≪第201条(定員の遵守)関係≫ ○ 介護医療院である短期入所療養介護は、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合の入所定員及び療養室の定員を超えてはならないこととする。
② 有床診療所に係る設備基準の緩和(★)	≪第190条(設備に関する基準)関係≫ ○ 一般病床の有床診療所が短期入所療養介護を提供する場合は、食堂を設けなくても良いものとする。

サ 特定施設入居者生活介護

(千葉県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例)

① 身体的拘束等の適正化(★)	≪第225条(指定特定施設入居者生活介護の取扱方針)関係≫ ○ 身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならないこととする。 <ul style="list-style-type: none">・ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。・ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。 ≪第232条(勤務体制の確保等)関係≫ ○ 従業者に対し、毎年1回以上、身体的拘束等の適正化その他の高齢者虐待の防止に関する研修を実施しなければならないこととする。
② 療養病床等から医療機関併設型の特定施設へ転換する場合の特例(★)	≪附則第14～16条≫ ○ 医療療養病床から「特定施設入居者生活介護と医療機関の併設型」に転換する場合の特例を設ける。 <ul style="list-style-type: none">・ 機能訓練指導員は、併設される医療機関等の理学療法士等により利用者の処遇が適切に行われるときは、置かないことができる。・ 生活相談員又は計画作成担当者は、医療機関併設型指定特定

	<p>施設の実情に応じた適当数とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浴室、便所及び食堂は、併設される医療機関等の施設を利用することにより利用者の処遇が適切に行われるときは、置かないことができる。
--	--

シ 福祉用具貸与

(千葉県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例)

<p>① 機能や価格帯の異なる複数の福祉用具の提示等 (★)</p>	<p>《第 254 条（指定福祉用具貸与の具体的取扱方針）関係》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉用具貸与の提供に当たっては、目録等の文書を示して福祉用具の全国平均貸与価格等に関する情報を提供し、個別の福祉用具の貸与に係る同意を得るものとする。 ○ 福祉用具貸与の提供に当たっては、同一種目における機能又は価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報を利用者に提供するものとする。
<p>② 福祉用具貸与計画を利用者及び当該利用者に係る介護支援専門員に交付 (★)</p>	<p>《第 255 条（福祉用具貸与計画の作成）関係》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉用具貸与計画を作成した際は、当該計画書を利用者の担当ケアマネジャーにも交付しなければならないことを明確化する。

ス 特定福祉用具販売

(千葉県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例)

基準改正なし

セ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

(千葉県指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例)

<p>①オペレーターに係る基準の見直し</p>	<p>《第 6 条（定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数）関係》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○オペレーターに係る訪問介護のサービス提供責任者の「3年以上」の経験について、「1年以上」に変更することとする。 なお、初任者研修課程修了者及び旧 2 級課程修了者のサービス提供責任者については、引き続き「3年以上」の経験を必要とすることとする。 ○日中（8時から18時）についても、 <ul style="list-style-type: none"> ・利用者へのサービス提供に支障がない場合には、オペレーターと「随時訪問サービスを行う訪問介護員」及び指定訪問介護事業所、指定夜間対応型訪問介護事業所以外の「同一敷地内の事業所の職員」の兼務を認めることとする。
--------------------------------	---

	<p>《第 32 条（勤務体制の確保等）関係》</p> <p>○日中（8時から18時）についても、夜間・早朝と同様の事業所間の連携が図られているときは、オペレーターの集約を認めることとする。</p> <p>ただし、利用者へのサービス提供に支障がない場合とは、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ICT 等の活用により、事業所外においても、利用者情報（具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況や家族の状況等）の確認ができるとともに、 ・ 適切なコール対応ができない場合に備えて、電話の転送機能等を活用することにより、利用者からのコールに即時に対応できる体制を構築し、コール内容に応じて、必要な対応を行うことができると認められる場合を言うこととする。
②介護・医療連携推進会議の開催方法や開催頻度の見直し	<p>《第 39 条（地域との連携等）関係》</p> <p>○開催頻度を年 4 回から年 2 回とする。</p>
③地域へのサービス提供推進の明確化	<p>《第 39 条（地域との連携等）関係》</p> <p>○一部の事業所において、利用者の全てが同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住しているような実態があることを踏まえ、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、正当な理由がある場合を除き、地域の利用者に対してもサービス提供を行わなければならないことを明確化する。</p>

ソ 夜間対応型訪問介護

（千葉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例）

①オペレーターの基準に係る見直し	<p>《第 47 条（訪問介護員等の員数）関係》</p> <p>○オペレーターに係る訪問介護のサービス提供責任者の「3年以上」の経験について、「1年以上」に変更することとする。</p> <p>なお、初任者研修課程修了者及び旧 2 級課程修了者のサービス提供責任者については、引き続き「3年以上」の経験を必要とすることとする。</p>
------------------	--

タ 地域密着型通所介護

(千葉県指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例)

① 共生型地域密着型通所介護の創設	≪第59条の20の2(共生型地域密着型通所介護の基準)関係、第59条の20の3(準用)≫ ○ 障害福祉制度における「生活介護」、「自立訓練」、「児童発達支援」又は「放課後等デイサービス」の指定を受けた事業所であれば、基本的に共生型通所介護の指定を受けられるものとして、基準を設定する。 ※ 運営基準は、地域密着型通所介護の基準を準用する。
--------------------------	---

チ 認知症対応型通所介護

(千葉県指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例)

共用型認知症対応型通所介護の利用定員の見直し(★)	≪第65条(利用定員等)関係≫ ○ 共用型認知症対応型通所介護の普及促進を図る観点から、ユニットケアを行っている地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護における利用定員数を、「1施設当たり3人以下」から「1ユニット当たりユニットの入居者と合わせて12人以下」に見直すこととする。
----------------------------------	--

ツ 小規模多機能型居宅介護

(千葉県指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例)

基準改正なし

テ 認知症対応型共同生活介護

(千葉県指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例)

① 身体拘束に関する事柄(新設)(★)	≪第117条(指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針)関係≫ ○ 身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならないこととする。 ・ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。 ・ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。 ≪第123条(勤務体制の確保等)関係≫ ○ 従業者に対し、毎年1回以上、身体的拘束等の適正化その他の高齢者虐待の防止に関する研修を実施しなければならない
----------------------------	--

	こととする。
--	--------

ト 地域密着型特定施設入居者生活介護

(千葉県指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例)

<p>①身体拘束に関する事柄（新設）</p>	<p>《第 138 条（指定地域密着型特定施設入居者生活介護の取扱方針）関係》</p> <p>○ 身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならないこととする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 ・ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。 <p>《第 146 条（勤務体制の確保等）関係》</p> <p>○ 従業者に対し、毎年1回以上、身体的拘束等の適正化その他の高齢者虐待の防止に関する研修を実施しなければならないこととする。</p>
-------------------------------	---

ナ 地域密着型介護老人福祉施設

(千葉県指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例)

	<p>《第 182 条(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針) 関係》</p> <p>○ 身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならないこととする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 ・ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。 <p>《第 187 条（勤務体制の確保等）関係》</p> <p>○ 従業者に対し、毎年1回以上、身体的拘束等の適正化その他の高齢者虐待の防止に関する研修を実施しなければならないこととする。</p> <p>《第 189 条において準用する第 165 条の 2（緊急時等の対応）関係》</p> <p>○ 入所者の病状の急変等に備えるため、施設に対して、あらかじめ配置医師による対応その他の方法による対応方針を定め</p>
--	--

	<p>なければならないこととする。</p> <p>《第186条（運営規程）関係》</p> <p>○ 「緊急時等における対応方法」を運営規程に定めなければならない。</p>
--	---

二 看護小規模多機能型居宅介護

(千葉県指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例)

<p>①サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の創設</p>	<p>《第191条（従業者の員数等）関係》</p> <p>《第192条（管理者）関係》</p> <p>《第194条（登録定員及び利用定員）関係》</p> <p>サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所（以下、「サテライト看多機」とする。）の基準を創設する。</p> <p>サテライト看多機の基準等については、サテライト型小規模多機能型居宅介護（以下、「サテライト小多機」とする。）と本体事業所（小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護（以下、「看多機」とする。））の關係に準じるものとする。</p> <p>ただし、看護職員等の基準については、以下のように定めることとする。</p> <p>（主な具体的な基準等）</p> <p>○ サテライト小多機の基準に準じ、代表者・管理者・介護支援専門員・夜間の宿直者（緊急時の訪問対応要員）は、本体事業所との兼務等により、サテライト看多機に配置しないことができることとする。</p> <p>○ サテライト看多機においても、医療ニーズに対応するため、看護職員の人数については常勤換算1.0人以上とする。</p> <p>○ 訪問サービスの提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当サテライト看多機の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、2人以上とすることができる。</p>
<p>②診療所からの参入を進めるよう基準を緩和</p>	<p>《第195条（設備及び備品等）関係》</p> <p>○ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が診療所である場合であって、当該指定看護小規模多機能型居宅介護の利用者へのサービスの提供に支障がない場合には、当該診療所が有する病床については、宿泊室を兼用することができる。</p>